

## 自動販売機設置手続き事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、地方自治法第238条の4第2項第4号等の規定に基づく行政財産の貸付け又は同法第238条の5第1項等の規定に基づく普通財産の貸付けにより、公有財産である土地又は建物に清涼飲料類等（たばこは除く。）の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 行政財産への設置

#### 1 貸付けの原則と例外的な取扱い

##### (1) 貸付けの原則

財産管理者は、管理する行政財産に新たに自動販売機の設置を認める場合及び既に自動販売機を設置しており、使用許可期間又は貸付期間終了後も継続してその場所に自動販売機を設置させようとする場合は、原則として公募を行い、一般競争入札により設置事業者（以下「事業者」という。）を決定し、行政財産の貸付けにより設置を行うこととする。

##### (2) 例外的な取扱い

自動販売機の設置に当たり、次のような理由がある場合は、当分の間、目的外使用許可により対応することができる。

ア 廃止が予定される施設に設置している場合。ただし、施設の廃止までの期間が3年以上ある場合はこの限りでない。

イ 指定管理者に自動販売機の管理運営等を任せている場合

ウ 職員の福利厚生を担う団体（地方職員共済組合等）が設置している場合

エ 法令等により売店等の設置について配慮することが求められる団体が設置している場合（福祉団体等）

オ 食堂・売店等の運営者に対し、それらの使用許可と一体的に許可している場合

カ その他特別な理由がある場合

#### 2 入札等の手続き

##### (1) 入札参加資格登録

知事は、別に定めるところにより、入札に参加しようとする者から申請を受け、申請内容を審査し、宮城県の自動販売機設置に係る一般競争入札参加業者登録簿（以下「入札参加業者登録簿」という。）に登録するものとする。

財産管理者は、入札参加業者登録簿の登録業者以外の者を入札に参加させてはならない。

##### (2) 仕様の決定

財産管理者は、公募を行う場合、必要な仕様を定め入札の公告等の入札事務を行い、事業者となる落札者を決定する。

##### (3) 公募の周知

財産管理者は、入札説明書等を各施設において配布し、また、ホームページ上に掲載するなど広く公募の周知を図り、管財課あてその旨を連絡すること。

##### (4) 予定価格

予定価格は、公有財産規則（以下「規則」という。）第27条第1項又は第2項に基

づき算定された額のほか、これ以外の方法により算定した額とすることができるものとする。

(5) 入札の実施

開札の結果、予定価格を超える価格での入札がないときは、再度入札を行うことができる。ただし、再度入札の回数は1回とする。

(6) 契約の締結

落札者が決定したときは、財産管理者は賃貸借契約書（様式第1号、様式第2号）により契約を締結し、行政財産の貸付けを行う。なお、契約締結の際、相手方から誓約書（様式第3号）を提出させるものとする。

(7) 請負人からの暴力団排除

ア 前号の契約を締結した事業者（以下「契約締結事業者」という。）が、自動販売機の管理等を第三者に委託する場合は、請負人についてあらかじめ財産管理者の承認を受けなければならない（様式第4号、第5号）。

イ 財産管理者は、上記イの承認に当たり、管財課長を通じて請負人の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第4項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しないか県警察本部あて照会するものとする。

ウ 上記イの照会により、請負人が暴力団員に該当すると認められた場合は、財産管理者は、契約締結事業者に対し、当該請負人との契約の解除を求めるものとする。

3 貸付けの方法及び期間等

(1) 貸付けの方法

ア 建物の余裕部分

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

イ 敷地の余裕部分

民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約によるものとする。

(2) 貸付けの期間

ア 貸付期間

3年を超えない期間とする。ただし、事業者が自動体外式除細動器（AED）を設置提供する場合など特別な事情がある場合は5年を超えない期間とすることができる。

イ 貸付期間の更新

貸付期間の更新は認めない。ただし、貸付期間満了前に入札を行い、現に貸付けを受けている者が落札者となった場合は、貸付期間満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができる。

ウ 落札者への連絡

建物の余裕部分を貸付ける場合は、財産管理者は契約締結に先立ち、自動販売機の設置に関する賃貸借契約についての注意事項（様式第6号）を交付し、説明しなければならない。また、契約期間満了の1年前から6か月前までの期間に、契約締

結事業者に対し、様式第7号により賃貸借契約の終了について通知しなければならない。

#### 4 貸付面積

貸付面積については、機器の垂直投影面積（外形寸法）ではなく、貸付可能な面積とし、転倒防止板及び使用済容器の回収ボックスも貸付面積に含むものとする。

#### 5 貸付料等

##### (1) 貸付料

貸付料は落札価格とする。

なお、落札価格は、建物の余裕部分を貸付ける場合にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数切り捨てた金額）、敷地の余裕部分を貸し付ける場合にあっては、入札書に記載された金額とする。

##### (2) 貸付料の改定

契約期間中、貸付料の改定は行わない。

##### (3) 光熱水費について

契約締結事業者に自動販売機ごとに計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格し、かつ、有効期限内のものに限る。）を設置させることとする。ただし、計量器の設置が困難と認められるときはこの限りではない。光熱水費等の料金実費の算定方法については、使用許可処理基準（公有財産事務取扱要領第25条別表3-3別紙2）により算定し、貸付料とは別に徴収する。

##### (4) その他の費用

自動販売機設置に伴う費用（計量器等の設置費用を含む）については、契約締結事業者の負担とする。

#### 6 貸付料の徴収等

##### (1) 貸付料徴収

貸付料は会計年度ごとに徴収する。

##### (2) 貸付料の収入科目

10 款) 財産収入 01 項) 財産運用収入 01 目) 財産貸付収入

#### 7 契約の解除

(1) 財産管理者は、次の各号に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

ア 契約締結事業者が貸付契約に定める義務を履行しないとき。

イ 県等が公用又は公共用に供するために契約解除するとき。

ウ 契約締結事業者が貸付契約の解除を申し出たとき。ただし、この場合、契約締結事業者は解除しようとする日の6か月前までに書面で申し出なければならない。

##### (2) 貸付料の還付

貸付期間中、貸付契約を第2-7(1)イにより解除した場合、又は、契約締結事業者が第2-7(1)ウにより契約解除を申し出したときは、徴収した貸付料から現に貸付けた相当分（撤去する日までの日割計算で算定）を控除した額を還付する。

##### (3) 参加制限

第2-7(1)ウにより貸付契約の解除を行った場合は、当該事業者は、次回行う当該施設に係る事業者の公募には参加できない。

## 8 自動販売機の入替え

貸付け後、契約締結事業者が自動販売機の入替えを希望する場合は、貸付面積を超えず、入替え後の販売品目等について財産管理者が適当と判断した場合には、これを認めることができる。

## 9 入札者または落札者がいなかった場合の取扱い

### (1) 再入札の実施

前述の一般競争入札が不調となった場合は、次の項目により仕様等を見直した上で再入札を実施することができる。

ア 販売価格

イ 設置台数

ウ 災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機など特殊機能があるタイプから、通常タイプの自動販売機に変更する等自動販売機自体の仕様

エ 予定価格を規則第27条第1項に基づく算定額から、近傍類似より算定した額(近傍の国・市町村等の使用料実績などから比較算定)にする等予定価格

### (2) 目的外使用許可への切替えについて

ア 目的外使用許可について

第2-9(1)による再入札を行っても不調の場合は、設置の必要性を改めて検討する。その結果、財産管理者が、職員等の福利厚生や来庁者のために設置が必要と認めるときは、第2-1(2)カに該当するものとし、目的外使用許可で対応する。この場合、自動販売機の設置を希望する事業者を募り、抽選により決定するものとする。

#### (ア) 事業者の募集

事業者を抽選で募集する旨、ホームページ等に掲載し周知を図る。また、一般競争入札参加者、現設置者等に声掛けするなど事業者を募集する。

#### (イ) 使用料について

財産の交換、譲与等に関する条例に規定する使用料を徴収するが、応募する事業者がなく、財産管理者が現設置者等に設置要請した場合については、免除できるものとする。

#### (ウ) 目的外使用許可期間

1年とする。

## イ 更新

上記アにより設置した場合であっても更新は認めないので、目的外使用許可する際は更新ができないことを説明すること。

目的外使用許可の期間が満了となるときは、上記アの規定により事業者を再び募集し抽選で決定しなければならない。

なお、以下(ア)(イ)のように設置環境に変動がある場合は一般競争入札に改めて付すこととする。

(ア) 組織の統合などにより、職員数が増加した場合

(イ) 紙コップ式・カップ麺・アイスクリームなど単独での応札が困難な自動販売機

と通常の清涼飲料自動販売機とセットで再入札する等、仕様の変更がある場合  
ウ 募集によっても不在の場合

第2-9(2)アによる手続きを経ても設置希望者がいない場合は、募集を中止するものとする。

### 第3 普通財産への設置

- 1 普通財産の貸付けにより自動販売機を設置させる場合は、財産管理者が特別な理由があると認める場合を除き公募を行うこととする。この場合において、第2-1(2)及び第2-9(2)を除き第2の規定を準用する。この場合において、「行政財産」「敷地の余裕部分」「建物の余裕部分」はそれぞれ「普通財産」「敷地」「建物」に読み替えるものとする。
- 2 第2-9(1)に規定する再入札を行っても不調の場合は、設置の必要性を改めて検討した上で抽選により事業者を決定する。その場合、貸付料は規則第27条第1項第1号又は第2号の規定によるものとし、貸付期間は公有財産台帳の価格改定年度の3月31日までとする。
- 3 前項により設置した場合であっても更新は認めないので、貸付契約の際は事業者へ更新ができないことを説明し、貸付期間が満了となる時は改めて抽選により事業者を決定するものとする。

なお、第2-9(2)イ(ア)(イ)のように設置環境等に変動がある場合は一般競争入札に改めて付すこととする。

#### 附 則

この要綱は平成23年1月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成24年1月31日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は平成25年9月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の日前に改正前の要領の規定により自動販売機を設置したものについては、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

この要綱は平成26年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

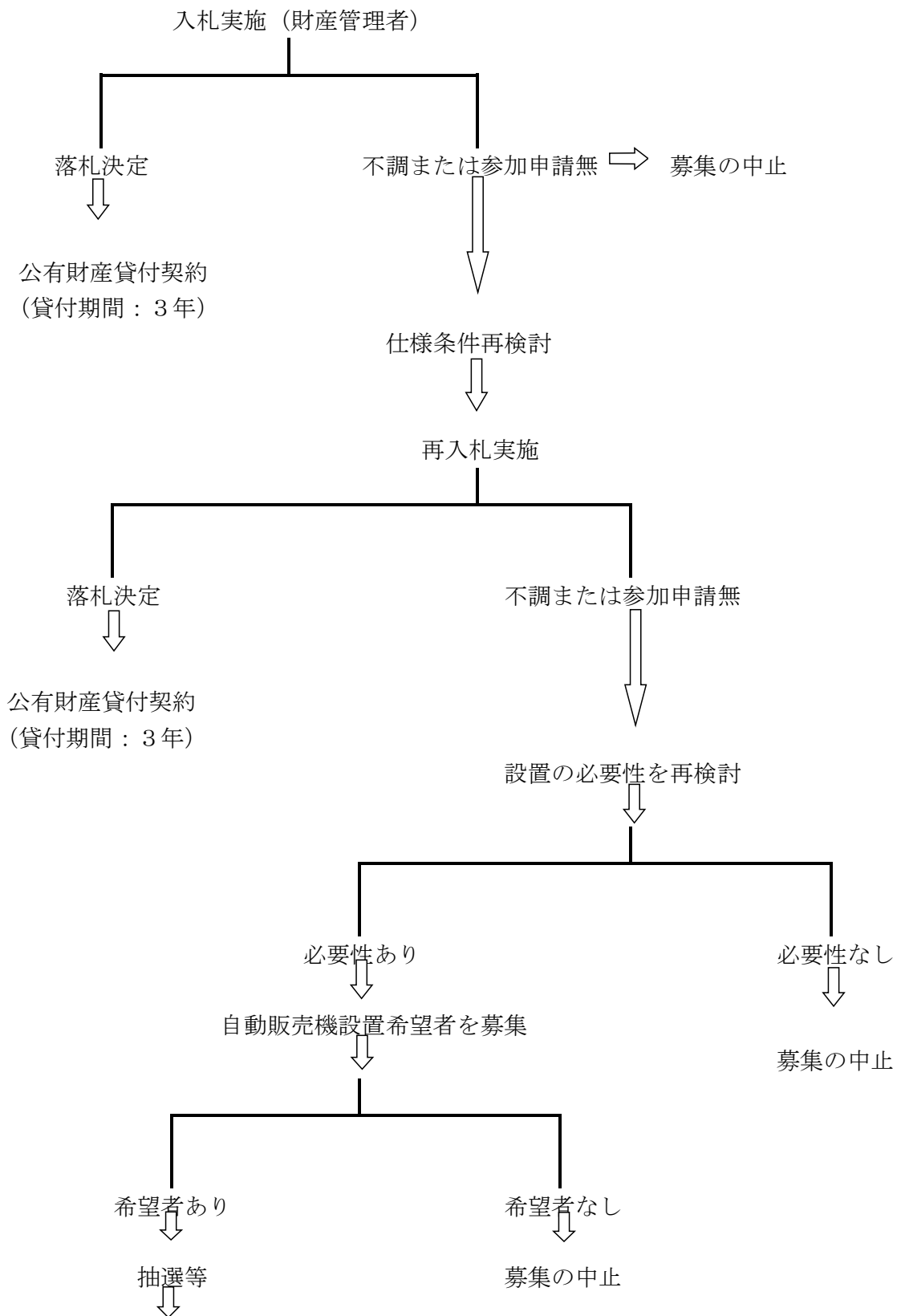
#### 附 則

この要綱は令和4年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

◆設置フロー



行政財産の目的外使用許可により設置

普通財産の貸付により設置